

# 新潟市景観関係行政機関等連絡会議設置要綱

## (設置)

第1条 新潟市景観条例をふまえ、景観行政の円滑な推進を図るため、新潟市景観関係行政機関等連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新潟市域で実施する景観の整備についての協力体制の確立
- (2) 各行政機関等が実施する景観に係る事業の情報交換
- (3) その他、景観行政の推進に関する事

## (組織)

第3条 会議に、会長を置く。

- 2 会長は、新潟市都市政策部まちづくり推進課長とする。
- 3 会議は、別表に掲げる職にある者を委員として構成する。
- 4 会長が必要と認めるときは、別表に掲げる者の他に臨時の委員を置くことができる。
- 5 会長は、協議の内容により会議の構成を別表の中から別に構成することができる。

## (会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会長に事故あるときは、新潟市都市政策部まちづくり推進課長補佐がその職務を代理する。
- 4 委員が出席できないときは、代理者が出席することができる。

## (事務局)

第5条 会議の事務局は、新潟市都市政策部まちづくり推進課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成5年6月8日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成6年6月21日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成13年6月14日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年5月7日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年5月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

関 係 機 関 名		委員役職名
国	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所調査課	課長
	国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所調査設計課	課長
	国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所調査課	課長
	国土交通省北陸地方整備局営繕部設計課	課長
	国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所海岸課	課長
	新潟大学施設管理部施設整備課	副課長
県	土木部都市局都市政策課	課長補佐
	土木部都市局建築住宅課	課長補佐
	土木部都市局営繕課	課長補佐
	交通政策局港湾整備課	課長補佐
	新発田地域振興局農村整備部農村計画課	課長
	新潟地域振興局農林振興部農業企画課	課長
	新潟地域振興局農林振興部農村計画課	課長
	新潟地域振興局地域整備部計画調整課	課長
	新潟地域振興局新潟港湾事務所開発課	課長
	新潟地域振興局新津支局農業振興部企画振興課	課長
	新潟地域振興局新津支局農業振興部農村計画課	課長
	新潟地域振興局新津支局地域整備部計画調整課	課長
	新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課	課長
	新潟地域振興局巻農業振興部農村計画課	課長
新潟県警察本部 交通部交通規制課	交通規制企画官	
新潟県住宅供給公社 業務管理課	課長	
市	会 長	都市政策部まちづくり推進課長
	事務局	都市政策部まちづくり推進課